横浜弁護士会主催

【原発事故損害賠償説明会】のお知らせ

（説明者：福島原発被害者支援かながわ弁護団所属の弁護士）

平成２５年１１月１６日（土曜日）

午前 10 時 30 分から　（開場　午前 10 時）

※終了後に「原告（原告）・弁護団の交流会」を開催します。

場所・横浜弁護士会（裏面地図参照）

（・みなとみらい線日本大通り駅　１番出口より徒歩約１分
・横浜市営地下鉄関内駅　１番出口より徒歩約 10 分
・JR 関内駅南口より徒歩約１０分）

福島原発被害者支援かながわ弁護団（かながわ弁護団）では，これまで，訴訟提起に関する説明会を開催してきましたが，今回は，横浜弁護士会の主催する「原発事故損害賠償説明会」に「かながわ弁護団」所属の弁護士が参加し，ご説明を行う方法により，弁護団の説明会とさせていただきます。

今回の説明会では，原発事故損害賠償の概況や，平成２５年９月１１日（水）に行った，東京電力・国に対する第１次提訴の進行状況もご説明いたします。

また，かながわ弁護団では，平成２５年１２月中旬に第２次提訴を予定しています。上記の説明会当日，その終了後に，「原告（原告団）・弁護団の交流会」を予定しています。この交流会には，これから訴訟を提起することを予定している方，検討している方もご参加可能ですので，奮ってご参加ください。

※　かながわ弁護団では，いわゆる「区域内」の方，「区域外」の方を問わず，訴訟の原告として募ることとしています。「区域内」「区域外」のいずれの方にも，ご遠慮なくご参加下さい（参加費は無料です）。

なお，「今回の説明会には参加できないが，訴訟に参加することを希望する」という方は，下記の，かながわ弁護団事務局にご連絡下さい。

※　人数把握の関係上，原則として，下記のＦＡＸまたはＥメールあてに，事前にお申し込み下さるようお願いいたします。
ただし，事前申込みがなくてもご参加は可能です。

馬車道法律事務所内　「福島原発被害者支援かながわ弁護団」事務局
電話　０４５－６５１－５０５２　ＦＡＸ　０４５－６６２－４８３１
Ｅメール　genpatukanagawa@gmail.com

※　お名前，ご連絡先電話番号，参加人数の明記をお願いいたします。

（会場） 横浜弁護士会

〒231-0021
横浜市中区日本大通 9 番地
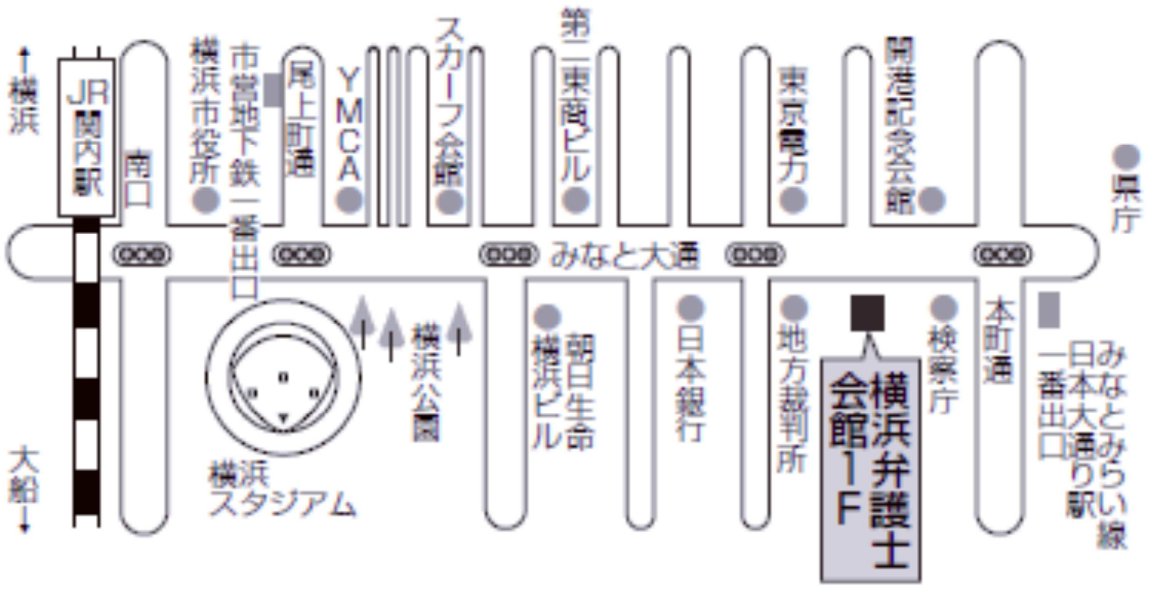
＜アクセス＞
みなとみらい線日本大通り駅　1 番出口より徒歩約 1 分
横浜市営地下鉄関内駅　1 番出口より徒歩約 10 分
JR 関内駅　南口より徒歩約 10 分